

## 平成25年度定期防衛監察及び点検防衛監察の結果について（概要）

### 1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成25年度に実施した「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」に係る定期防衛監察の結果並びに「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」に係る点検防衛監察の結果について、改善策を付し、防衛大臣に報告するもの。

### 2 定期防衛監察

#### (1) 入札談合防止

装備品等及び役務の調達並びに建設工事に関する施策等を対象として監察を実施したところ、機関等は、次の改善策を実施することが必要。

- ① 汎用品の調達に関し、少額随意契約が可能な金額の上限を引き下げる、複数の案件を取りまとめて一般競争入札を行うといった取組により、競争性のある契約方式を拡大すること。
- ② 汎用品の調達、工事等、特に複数者が応札可能と考えられる案件について、一者応札となった原因を分析し、これを取り除くための対策を講ずること。
- ③ 業界関係者等と接触する場合における対応要領について、職員への周知徹底を図ること。
- ④ 契約の透明性を確保する観点から、部外に対する公表の重要性を認識し、公表場所、公表内容等に誤りがないよう確実に公表を行うこと。
- ⑤ 引き続き、入札結果の事後的検証の重要性等を職員に教育するとともに、分析の対象や項目を拡大するなど事後的検証の充実を図ること。
- ⑥ 調達等関係職員に対し、入札談合防止に関する法令・通達や諸施策を体系的に理解させるとともに、過去の重大事案に学ぶことで当事者意識を高める機会を設けること。
- ⑦ 管理者は、担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令に違反することがないように、確実に職員を管理すること。
- ⑧ 年度末における調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行については、その根絶を図るため、引き続き取組を推進すること。

#### (2) 法令遵守の意識・態勢

職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を実施したところ、機関等は、次の改善策を実施することが必要。

- ① 上位規則と内部規則の不整合の是正や上位規則の改正に伴う内部規則の見直し等が速やかに行われるよう、集合教育等の機会に上位規則の周知徹底に努めるとともに、内部規則の確実かつ速やかな見直しや必要に応じた改正等を指導すること。
- ② 秘密保全、情報保証及び文書管理に係る訓令で定められた点検・検査等の未実施や点検簿冊等への記載漏れ等により、不具合事項が放置されることのないよう、実効性のある点検・検査等の実施について引き続き強力に指導すること。
- ③ 秘密保全、情報保証、個人情報保護及びセクシュアル・ハラスメント防止に

関する改善に向けた取組については、通知文書等による注意喚起にとどまらず、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を講ずるとともに、集合教育を受けた隊員が所属機関等に戻った後に必ず普及教育を実施するよう指導すること。

- ④ パワー・ハラスメント防止については、防衛省としての統一的な指針を定める等の対応を早急に検討すること。
- ⑤ 個人情報と行政文書の混在、文書保存期間の不適切な設定等、行政文書の管理・保管状況の不備が速やかに是正されるよう行政文書の管理要領に関する指導・教育を引き続き強化すること。
- ⑥ 部外団体等との関係に疑念を持たれることのないよう自衛隊員倫理規程の趣旨の周知徹底を図ること。

また、機関等は次の対策を講ずることが望ましい。

- ⑦ 上級管理者や各級部隊指揮官は、業務上の問題点を掌握し、積極的に改善を指示する等、率先して法令遵守を実践するよう指導・教育を行うこと。
- ⑧ 警務隊における訴訟に関する書類の管理要領等については、各自衛隊警務隊それぞれの特殊性を考慮しつつ、基本的事項について、統一的な考えの下、運用する必要がある、このための所要の検討をすること。

### 3 点検防衛監察

入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況及び年度末における適正な予算執行に係る改善状況を対象として監察を実施したところ、機関等は、前記2(1)⑤及び⑧の改善策を実施することが必要。また、調達業務において指導監督すべき立場にある機関等は、更に、入札結果の検証態勢の強化に係る取組を主導し、管理下にある機関等が入札結果の事後的検証を的確に行えるよう検証方法等を具体的に示すことが必要。

### 4 その他

- (1) 平成26年度は、「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」について定期防衛監察を継続し、また、「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」への対応状況について点検防衛監察を継続。
- (2) 護衛艦「たちかぜ」乗員自殺事案に関する事務次官通達に基づき、所要の措置の実施状況について確認。

#### (参考) 監察の実施方法・対象機関

定期防衛監察	入札談合防止	・アンケート（10機関・部隊、回答者数2, 877名） ・実地監察（10機関・部隊）
	法令遵守の意識・態勢	・実地監察（66機関・部隊）
点検防衛監察		・実地監察（17機関・部隊）